

## 会員に対する処分の公示

社会保険労務士会が行った処分の情報は、会則第 47 条第3項の規定に基づき、会報等で公示するほか、山梨労働局長及び関東信越厚生局長に報告されます。参考までに、会報に公示された会員権停止処分の文例を紹介します。

### 公示 —— 社会保険労務士会会員権停止処分公示 ——

下記の者については、山梨県社会保険労務士会会則第 47 条第1項2号の規定に基づき、平成\*\*年\*月\*日から3ヶ月間の会員権の停止の処分を行ったので会則第 47 条第 3 項の規定に基づき公示する。

平成\*\*年\*月\*日 山梨県社会保険労務士会会長 ○○ ○○

### 記

社会保険労務士	○ ○ ○ ○
生 年 月 日	昭和○○年○月○○日
住 所	山梨県○○市○○○
社会保険労務士登録番号	19 * * * * * 号
事業所の名称	○○○ 事務所
事務所の所在地	山梨県○○市○○○ ○